

芳澤謙吉とソ連の外交官——1925年日ソ基本条約締結の舞台裏

上越教育大学・下里俊行

目次

はじめに—研究史と問題の所在

1. 日ソ基本条約（1925年1月20日締結）の概要
2. 芳澤謙吉の交渉相手のレフ・カラハンの経歴
3. 芳澤謙吉の回想とソ連側資料による1925年日ソ基本条約締結の経緯

おわりに

はじめに—研究史と問題の所在

北京赴任中の芳澤謙吉についての文献は、自伝・回想的文献（芳澤 1961、1966、1990）；中野 1964）や樋口（2013）、劉傑（2013）の研究が知られている。しかし、芳澤謙吉が1925年に全権公使として調印した日ソ基本条約の交渉経緯についての実証的研究は管見の限りでは見当たらない。この交渉について最も詳しい記述があるのが、芳澤自身による回想（芳澤 1961）であり、次いでロシア革命後のシベリア出兵という日露関係史の枠組のなかで日ソ基本条約の締結に言及している藤本（1993）である。藤本は、日ソ交渉に関して日露協会会頭で東京市長の後藤新平と中国駐在ソ連全権代表ヨッフエとの非公式交渉の叙述に重点を置いており、日ソ基本条約調印の当事者である芳澤とカラハンの正式交渉の経緯についてはまったく言及していない（藤本 1993:179）。また、満蒙を中心に日露中の関係史を研究している麻田（2014）は、芳澤が中東鉄道の新路線建設問題、日ソ不可侵条約、中東鉄道売却問題に関与していたことを指摘している（麻田 2014:188,215-218）。このことから日露中関係史において芳澤が相当重要な役割を担っていたことは明らかである（芳澤 1966）が、シベリア出兵を論じるなかで日ソ基本条約の概要についても説明している麻田の著書では、日ソ交渉において芳澤が果たした役割については、北樺太撤兵の引き延ばしを主張したことに触れているだけで、もっぱら加藤首相の資料にもとづいて交渉経緯をまとめている（麻田 2016:228-232）。しかしソ連が崩壊して30年近く経った今日、日ソ基本条約に関するソ連側の外交資料が公開されるようになっており、これらの資料を用いて、日露のあいだの外交面での文化や考え方の共通性と差異について研究することは、今日の日露交渉のあり方を検証するうえでも重要な課題であろう。その点では、寺山（2011）は、既刊史料集を検討するなかで日ソ国交回復交渉に関する一連を資料を概観し、「ソ連指導部内にコンセッション〔利権事業〕の付与、尼港事件に関する謝罪をめぐって日本への譲歩を認めるものから、それに反対するもの（コンセッション総局）まで様々な意見が存在し、それが妥結に向けて収斂していく様子がおかる」と指摘し、日ソ基本条約について「最終的にはチチュエーリン外務人民委員（外相に相当）が日本からも譲歩を引き出せたと満足し、いち早い批准を政治局に促すことになる」（寺山 2011:155）と述べており、ソ連側の裏事情を明らかにしている。また寺山（2017）は、1920年代の共産党政治局の決定を検討するなかで、主として日本からの外資導入のための漁業・木材産業・石油に関するコンセッション（利権事業）について1921年以降、断続的に決議されていることを明らかにしており、国交回復以前に、すでにソ連の中央政府が極東での日本企業による天然資源の開発への利権供与について前向きに検討していたことが明らかにされている。

以上のような先行研究の成果をふまえ、日ソ国交回復交渉における在北京日本公使として芳澤謙吉の努力の軌跡をソ連側の資料にもとづいて明らかにすることにしたい。

1. 日ソ基本条約（1925年1月20日締結）の概要

- ・外交・領事関係の確立
- ・ポーツマス条約の有効性の承認。但し、ポーツマス条約の政治的責任についてソ連は否認
- ・将来の経済関係の一般原理の確認
- ・相互不干渉
- ・付属議定書・甲：ロシア帝国の債務は今後の交渉対象、北サハリンからの撤退は1925年5月15日まで、相互に敵対する秘密同盟への不参加の表明
- ・付属議定書・乙：北サハリンでの日本の利権事業の契約のための基本原則、日本側が提示した油田地帯の50%

を日本の利権事業に提供、北サハリン東岸の油田地帯の 1000 キロ平方露里の面積を 5 - 10 年間探査する許可、北サハリン西岸の炭鉱利権事業の提供、石油・石炭の利権事業の期間は 40 - 50 年間、利権料の規定、日本企業への便宜提供。利権事業契約締結までの北サハリンでの日本企業の操業継続を考慮した覚書の交換、「ニコラエフスク事件」に関してソ連が「深い遺憾」を表明する補足覚書。有効期間の定めなし。ソ連中央執行委員会幹部会 1925 年 2 月 20 日批准、大日本帝国天皇 1925 年 2 月 25 日批准。北京での批准文書交換 1925 年 4 月 15 日。1945 年 8 月 9 日ソ連による日本への宣戦布告により失効。

2. 芳澤謙吉の交渉相手のレフ・カラハンの経歴

レフ・カラハン (1880-1937) チフリス (現トビリシ) 生まれ、モスクワで没。

アルメニア教会に属す弁護士の子に生まれ、チフリス第三中学校で学ぶ。1904 年にロシア社会民主主義労働者党 (メンシェヴィキ派) に加入、ハルビンやペテルブルクで活動。(1909 年初婚) 1911 年にウラジオストク男子中学校の卒業試験で卒業証書を得る。1911 年ベトログラード大学法学部に入学。1912 年から労働組合運動に参加。1913 年にペテルブルク統一社会民主主義者組織 (ポリシェヴィキとメンシェヴィキ) の地域間委員会に参加。世界大戦がはじまると国際主義の立場から祖国防衛主義者と決別。1915 年に逮捕され、シベリアのトムスクに流刑。トムスク大学法学部第三学年に編入。1917 年、授業料未納のためトムスク大学から退学処分。この間、ロシア社会民主主義労働者党トムスク・イルクーツク組織で非合法活動に従事。1917 年革命後にベトログラードに戻る。ベトログラード地区議会・ソビエトの議員に選出。ロシア社会民主主義労働者党 (ポリシェヴィキ派) のメンバーになる。10 月革命の時はベトログラード軍事革命委員会・委員。アメリカのジャーナリストのジョン・リードと会う。将来について、全ロシア・ソビエト大会に対して責任をもつロシア社会民主主義労働者党の中央執行委員会が議会になるだろうと説明。1917 年 11 月にブレスト・リトフスクの平和条約交渉団に参加。1918 年から外務人民委員会・委員長代理、1918 年に女優と再婚、1921~22 年、在ポーランド全権代表、1922~23 年、ソ連外務人民委員会アジア局長、1923 年 9 月~1926 年 8 月に在中国全権代表、中東鉄道に関する中ソ条約に調印。1925 年 4 月、在北京外交団長。1927~34 年、ソ連外務人民委員会・委員長代理。ソ連中央委員会・中央執行委員、全連邦共産党 (ポリシェヴィキ派) 中央委員会・委員。1930 年にバレリーナと再々婚。1934 年から在トルコ全権代表。1937 年 5 月、モスクワに召喚。1937 年 9 月 20 日、ソ連最高裁判所・軍法会議により死刑判決、同日に銃殺刑。遺体は焼却、遺灰はドンスコイ修道院の共同墓地に埋葬。1956 年、名誉回復。

3. 芳澤謙吉の回想とソ連側資料による 1925 年日ソ基本条約締結の経緯

以下では、芳澤謙吉 (1961) 「資料：日ソ基本条約交渉の思い出」の記述とソ連側の資料とを対比させながら、日ソ交渉の経緯、その舞台裏について再現してみよう。

・ソ連側意志決定：共産党中央委員会政治局 (書記長スターリン) ⇒ソ連中央執行委員会 (政府) ⇒外務人民委員会 (委員長 (外相) チチャーリン) ⇒在北京ソ連全権代表 (カラハン)

・日本側意志決定：首相 (清浦→加藤) ⇒外相 (松井→幣原) ⇒在北京日本全権代表 (芳澤)

年月日	出来事 (出典) ●は日本側資料、★はソ連側資料
1923.9.1	関東大震災
9.2	山本権兵衛内閣発足 (後藤新平は内相、山本が外相兼務)
9.12	★横浜港に救援物資を積んだソビエトの汽船「レーニン号」が到着するが、「共産主義の宣伝」を警戒した日本政府から物資の引き渡しを拒否される (ソコロフ 127)。「レーニン号」の船員が「インターナショナル」や革命歌を歌い、日本の共産主義者や船員たちと交歓する (モスクワ 230)。
9.18	●山本総理兼外相、芳澤にカラハンの会見要請に応じるよう指示するも、交渉については「聞きおくだけ」にするよう訓令 (麻田 2016:224)
9.22	●芳澤が 1923 年 7 月に北京着任後、「その年の 9 月 22 日ソ連大使カラハンが新任のあいさつにやってきた。それから間もなく、彼は、ロシア革命以来断絶していた日ソ国交再開のための交渉をもちたい、と申し入れてきたのである」(中野 92)
9.22	★在北京ソ連大使カラハンが在北京日本公使の芳澤謙吉と初めて会見する。カラハンはソ連政府の委任を受けて震災について弔意を表明する。その際、カラハンは、日ソ正常化のための正式な交渉を提案するが、芳澤は本国に照会すると回答する。だが、その後、回答を得られなかった (ソコロフ)

	フ 127)。
	★カラハンと芳澤の会見で、カラハンは、大震災が日本人民に多大な不幸をもたらしたこと、また大震災を口実に日ソ接近の過程が停滞していることについて、残念であると表明。これに対して芳澤は、災害は露日関係の国交回復に対して何ら妨げではないと回答。カラハンは、芳澤の回答は彼の個人的な見解だけでなく日本政府の見解なのかどうかを質問。芳澤は、カラハンに日本政府の見解を知りたいのかどうかを質問。カラハンは、日本政府の見解を知りたいし、〔国交回復に関する〕日本政府の見解を知ることはわれわれの関係にとってきわめて重要であると回答。芳澤は本国に照会し、回答することを約束する。しかし、10月20日になっても回答なし〔書簡93〕。
10.3	★外務人民委員チチェーリンのカラハン宛て書簡で、ロシア共産党(ボ)中央委員会政治局は、日本の北サハリンからの撤収を実現することを最優先し、相互最恵国待遇の独ソのラバロ条約の原則を日ソ関係に適用し、日本への森林資源の権益供与を提案することが伝えられる(書簡30)。
10.13	★カラハンの外務人民委員チチェーリン宛ての書簡で、9月1日の大震災で日本が財政・経済的状況が悪化し、その結果、陸海軍は武装面でも影響を受けるだろうと分析。後藤新平の秘書の森からの情報として、震災後、軍部も日ソ接近の必要性を認め、山本内閣の首相自身や閣僚の大部分も日ソ国交回復に賛成であるとのこと、復興のため輸入が増大しているので貿易収支の均衡のためにソ連向け輸出を増強する必要があること、ソ連からの漁業権益と森林資源の提供について日本側が大きな関心をもっていること、震災救援の際の唯一の実力部隊が軍隊だったので軍部の発言力が増大していること、震災後の戒厳令を利用して数百の社会主義者・共産主義者・労働者・朝鮮人が逮捕されていること、内務大臣の後藤と陸海軍大臣との闘争が進行中であること、日ソ国交回復に対して列強の圧力が妨げになっていることを伝達(書簡90-92)。 後藤新平の秘書の森からの情報として、「芳澤自身は、我々〔ソ連〕との迅速な接近の支持者である。彼は、いまの逋信大臣である犬養の娘婿で、犬養はロシアとの条約の支持者で、後藤の支持者である。犬養は革新倶楽部というブルジョワ政党的なかの極左政党的リーダーである。芳澤は自分が交渉をしたいと思っており、これは歓迎できることだろう。なぜなら、森の言葉によれば、最近、彼〔芳澤〕は完全に後藤の観念に立っているからである」(書簡93)
12.5	★カラハン、芳澤に震災支援物資の提供についての提案を手交する(書簡149)。
12.10	★カラハンのチチェーリン宛て書簡で、カラハンが芳澤と会ってから3ヶ月が過ぎ、芳澤に個人的な面談について有益かどうかを問い合わせたところ、それは有益であり、どんな条件でも会う用意があるとの回答があったので、12月8日にカラハンが芳澤を朝食に招待する。その際、国交回復の公式交渉について日本政府が交渉する用意がないという点、ソ連側が格安の価格で震災支援物資を提供するという提案について3時間余り会談する(書簡124-128)。
12.21	★カラハン、支援物資の提供についての芳澤の質問に対して、ウラジオストクの日本人への材木伐採権や漁業権の提供はソ連政府が地震による被災者を支援するための寄付であると説明。しかし、日本政府からの回答なし(書簡150)。
12.27	虎ノ門事件(裕仁親王暗殺未遂)の責任で山本内閣総辞職
1924.1.7	清浦奎吾内閣発足
1.21	レーニン死去
1.22	★カラハンはソ連外務人民委員会に対し強硬策を提言する。具体的には、ソ連領内での日本の企業の漁業権の制限、二国間貿易の停止、ビザ発給制限などウラジオストクの日本人居留民にとって死活的な強硬策であった。さらに2月9日付け書簡で、日本籍船舶のソ連領港湾への寄港禁止措置、在ウラジオストク日本領事との一切の交流の停止措置を提言する(ソコロフ127)。
2.1	イギリスの労働党内閣によりソ連を承認
2.8	★カラハンの提言をうけてソ連外務人民委員会は、沿海州での対日交流を最小限にまで制限する決定をする(ソコロフ128)。
2.18	★松井外相による対ソ正常化の意向なしという声明について北京で、カラハンと日本側との間で継続的な会談(ソコロフ127)。
2下旬	●清浦内閣(松井外相)時代に、ソ連大使カラハンが訪問し、芳澤にロシア革命以来断交している

	日ソ国交を再開するための交渉を開きたいと申し入れる。それに対して本国に訓令を仰ぐと返答し、東京に請訓の電報を発する。一ヶ月後に回訓あり。「ごく簡単な電文で、とにかくカラハンと交渉を開け」というもの。(芳澤 1961:77)。
2.20	松井外相、芳澤にカラハンと接触してソ連の意向を探るよう命ず(麻田 2016 : 225-226)。
2.24	★芳澤がカラハンを訪問。非公式なかたちで日ソ関係問題に言及。その後の会談では、芳澤は、「 <u>事実上(デファクト)</u> 」の日ソ国交回復にソ連政府が同意するよう提案する(ソコロフ 129)。
2.25	★カラハン、インタビューで、松井外相がソ連はレーニンが亡くなったため状況が悪化したという声明に反論しつつ、日ソ交渉について時期がソ連に有利になるまでじっくり待つと声明した、と外務人民委員会に連絡する。(ソコロフ 127,129)。
3.10	★カラハンは芳澤に「事実上の」国交回復について拒否し再提案しないように言う(ソコロフ 129)。
3.19	★芳澤はカラハンとの会談で「日本政府は、両国関係において大きな役割を果たすことになるはずの重要な歴史的決定をおこなった」と通告(ソコロフ 129)。
3.22	★芳澤はカラハンとの会談で次の「日本案」を口頭で提案。①ソ連はニコラエフスク事件について書面で深く謝罪すること。②日本は、サハリンでの有利で長期間の利権事業を得る条件で、ニコラエフスク事件での損害への補償請求を断念する。③ポーツマス条約は維持される。④日本はソ連の債務の支払いを断念するかわりにサハリンおよび東シベリアでの無償の長期間の利権事業を得る。⑤私有財産〔ロシア帝国の債務〕の取扱については今後の審議の対象とする。⑥貿易における最恵国待遇、⑦〔コミンテルンの〕プロバガンダや敵対活動の抑制、⑧サハリンからの日本人の撤収と「事実上の」ソ連の承認(モスクワ 233)。 ★芳澤の提案に対して、カラハンは「いかなる前提条件も受け入れられない。とくに、私はそもそもこの問題についてあなたと審議するための訓令をもっていないし、しかも、条件を立てるとしても、私はその条件をモスクワに伝えることさえしないし、訓令の請求もしない」と回答。その結果、日本側は交渉のための前提条件について断念(ソコロフ 129)。
4.--	●4月からカラハンと数回の〔非公式の〕会見した(後、日本政府の全権委任状が届く)(芳澤 1961:77)。
4.9	★外務人民委員〔外相〕チチューリンがカラハンに日本との交渉における一般方針を伝達。
5.5	★カラハンは、芳澤に、公式の全権委任がないと交渉できないと表明。ソビエト政府の覚書を手交(モスクワ 241)。この覚書を日本側の提案文書とともに公表し、交渉の提案をしながらも、その交渉の代表者に全権委任していないという日本政府の姿勢を批判(ソコロフ 130)
5.--	衆議院選挙の結果、加藤高明内閣(護憲三派内閣)成立、外相に「対ソ正常化を主張した」幣原が就任(書簡 30)。
5.14~	★芳澤、日本政府から交渉の全権委任を得る(モスクワ 242)。北京でカラハンと芳澤とのあいだで日ソの外交関係の回復のための正式な交渉がはじまる。8回の会議の後、条約の基本原則が策定される(ソコロフ 130)。①正常な外交・領事関係の復活、②条約締結後、日本は北サハリンから撤退、③ソ連領内(北サハリン、東シベリア)での日本への利権事業の提供、④国家的・私的な債務と請求権、⑤両国にとっての敵対組織・エージェント・機関の滞在の不許可〔日本側は共産主義者、ロシア側はセミョーフなどの白軍を含意〕。⑤ニコラエフスク事件の損害請求。この問題について芳澤は、物質的な賠償ではなく謝罪表明に固執。この問題を最重要視。(モスクワ 242-245)。
5.20	★「(5月20日付けカラハンの妻宛書簡で) 最近の2日間は私は日本人たちと大いに活発に議論した。1日に2回の会議で、これから日本の公使のところに行くところだ。私たちは続けて4時間も議論しており、ときおり1日に2回のときもある。疲れ果てているが、私は全力でやりとげるつもりだ。日本人たちは、決着をつけることに慣れていないので、あからさまに話を膨らませ始めている。だが、このことは事を進めるうえで愉快なことだし、有益なことなのだ」(ソコロフ 130)。 ★主要な意見の相違は、ソビエト領サハリンから日本軍を撤収する期限の問題と、北サハリンにおける日本人による油田開発の権益供与条約に関する問題で、日本側が内部対立により明確な訓令を与えることができなかったことに起因している(ソコロフ 130)。
5.31	★カラハンとの交渉で、芳澤はサハリンの地図を示して石油・石炭・森林資源の利権事業について

	要求（書簡 222）。カラハンは債務問題についてツァーリ政府の日本への負債（3億6900万〔単位不明〕）について、日本の大規模な干渉による被害は負債の10倍に相当するとソ連は主張し、相互無賠償の原則が望ましいとする（書簡 222）。
5.23	★カラハン・芳澤会談で貿易とプロバガンダ問題を交渉。撤退に要する期間と利権事業について対立（書簡 220）。
5.31	中国とソ連の国交樹立
6.2	★カラハンのチチェーリン宛て書簡で、日本政府が問題解決（撤収・国交・債務・権益）を遅延させていると報告（書簡 32）。
6.9	●加藤高明内閣（護憲三派内閣：幣原外相）発足。芳澤は、日ソ交渉の説明のために帰国命令、7月初め 東京に帰国し総理・外相に交渉内容の委細を報告（芳澤 1961:77-78）。
6.9	★チチェーリンから共産党中央委政治局宛メモで、 <u>芳澤は、北サハリンからの日本の撤退の代わりに、サハリンでの99年間の石油・石炭・森林・漁業の利権事業の権利を要求</u> 。カラハンの要請として利権供与について日本側に譲歩する必要がある（モスクワ 248）。
6.12	★スターリンのカラハン宛の書簡で、日ソ交渉の帰趨に関心を示し「日本の外交官を一瞬たりとも信用するな。事実だけを信用せよ」と訓示（書簡 32）。 ★共産党中央委政治局決定として日本との条約案において利権事業と経済協定の面で非独占および期間短縮という条件付きで十分な利益を日本人たちに提供すること（モスクワ 250）。
6.21	★共産党中央委政治局：日本との条約案：第1案として石油採掘利権についてはソ連・日本・アメリカの3国による3分の1づつの合弁事業、第2案として日本には石油資源の40%の50年間の供与など、日本の撤退期間は3ヶ月とするなど妥協案を策定（モスクワ 252-253）。
7.12	●樺太の石油を重視する外務省の注文中、（日本人居留民が虐殺されたニコラエフスク事件による）日本軍占領下の北樺太西岸のアレクサンドロフスク（現アレクサンドロフスク・サハリンスキー）に駆逐艦に向かう。アレクサンドロフスク周辺を視察後、駆逐艦で間宮海峡を北上、オホーツク海に出て樺太北岸を南下し、北樺太最北部のオハ油田を視察する。「我々はこの石油を鉄管を敷設して東海岸に送り、それから日本に輸送したらよいと考えていた」。帰京後、樺太視察結果を報告する。（芳澤 1961:78）
7.13	★カラハンのスターリン宛書簡で、「彼ら〔日本人たち〕はどうしても我々と合意する必要があり、そう簡単に〔北サハリンの〕石油を手放すことができないのである。私は彼らに対して強硬な姿勢をとっており、決裂も辞さないつもりである。決裂は、彼らにとって、我々よりも危険なのである」（書簡 32）。
7.29	幣原外相が芳澤に、日本政府の条約案を指示。
8.2	★条約の基本原則についての「日本案」入手（完全秘密文書）：第1条：外交領事関係の確立（復活）、第2条：ソ連は1905年のポーツマス条約の有効性を認めること（ソ連側は無効を声明）、第3条：1907年の漁業協定の見直し（モスクワ 255）。
8.11	★カラハンのチチェーリン宛て書簡： <u>加藤内閣にとって利権事業が重要なのは、現在、サハリンで石油・石炭事業をおこなって三菱財閥と関係があると分析。加藤総理と幣原外相が三菱と姻戚関係にある〔加藤は岩崎弥太郎の娘婿〕。「この点について芳澤は反論しようとしなかった。この問題を解決するうえで三菱財閥の圧力は破滅的なものになるかもしれない」</u> （書簡 307-308）。
8.23～	●東京を出発し北京で、カラハンとの交渉を再開する。ソ連大使館と日本公使館とで交互に会議を開き、約70回に及んだ（芳澤 1961:78）。
8.25	★カラハンのチチェーリン宛て書簡：日本側の懸念は、利権事業に関する協定が結ばれたら、現在、日本側が〔占領下の〕北サハリンで行っている事業の設備等が一切没収されるのではないかという点。 <u>カラハンから芳澤へ、北サハリンでの日本人の事業に関する一覧情報を提供するならば、その事業の保全について政府に要請してもよいと提案</u> （モスクワ 269）。〔⇒芳澤の樺太視察の理由？〕
8.29	★芳澤、カラハンにメモ（事業一覧）を手交：利権事業の契約成立するまでのあいだ日本の技術者と設備を保全することを約束して欲しいと提案（モスクワ 274）。
8.31	★カラハンのチチェーリン宛て書簡：北サハリンで油田を日本人が試掘している状況を踏まえ、芳

	澤は、日本占領下の北サハリンでの日本の石油石炭の利益について、正式な利権事業契約締結までのあいだ認めてほしいと要請（書簡 332-333）。
9.16	★芳澤、カラハンに交渉打ち切りを警告する声明。その理由についてカラハンは、日本側は利権事業契約締結するまでのあいだの操業の継続についてモスクワは妥協する用意があるのに対して、カラハンだけが強硬姿勢をとっている判断したことによると推測(モスクワ 278,280-281)。
9.20	★カラハンと芳澤の会談で、ソ連側譲歩案では、利権事業契約締結までのあいだの日本側の操業継続について石油・石炭ともに認める予定だったが、カラハンは、石油だけ認めると回答したと報告（モスクワ 277）。
9.28	★芳澤による新しい提案：日本への 40-50 年間の開発権（石油・石炭）の提供、純益の 20%をソ連に支払い（モスクワ 284-285）。
10.17	★芳澤による最後の提案：北サハリンの油田地帯の 40%の面積について日本側に優先的な利権事業契約権を提供すること（モスクワ 299）。
10.6	★カラハンのチチューリン宛て書簡：債務・損害賠償問題について交渉（書簡 349）。
11.4	★イギリスでソ連を承認した労働党内閣に代わり、保守党内閣が成立。⇒対ソ強硬派の台頭
11.28	★カラハンのチチューリン宛の書簡：芳澤と幣原外相との意見対立を報告。幣原が芳澤の交渉姿勢に不満をもったので、書記官を交代させ、三菱と姻戚関係にある澤田（廉三）を派遣。
12.23	★チチューリンからカラハン宛て書簡：ポーツマス条約の無効の宣言について指示（書簡 414）。
12.28	★カラハンから外務人民委員会への電報：1ヶ月間の交渉中断後の芳澤からの提案の報告：①北サハリンの油田地帯の面積の 50%の開発優先権を日本企業に提供すること、②北サハリン東岸の 5-10 年間の油田調査権を日本企業に許可すること、③西岸の石炭地帯での利権事業の日本企業への提供、④石油・石炭の利権事業の期間は 40~50 年間とする、⑤利権料として石炭採掘量の 5-8%、石油採掘量の 5-15%、自噴油田の場合は 45%をソ連側に支払う、⑥日本企業への資材用の木材伐採の許可、⑦開発地点への物資の輸出入に関する免税、⑧進出企業の保護と優遇、2月中旬までに条約発効すれば占領軍は 4月中旬より 1ヶ月間で撤退する（占領軍兵士は 1300 人、うち東岸に約 300 人配置）（モスクワ 309-312）。
12.31	★チチューリンの共産党中央委政治局宛メモ：油田地帯の面積 50%の利権事業権を日本に提供することを提案（モスクワ 313）。
1925.1.1	★カラハンからの電報による情報：東岸のオハ、チャイボ、ヌイボに 350 人、アダ、デレバンスコエ、ルイコボ、オノロ、バリボに 350 人、アラクサンドロフスクに 1200 人。東岸の 350 人はソ連当局が到着したら民間人として滞在可能、西岸からの撤退は軍事貨物が 1 万トン、鉄路 2 万トン、馬 7 万頭の撤退は難しい。ソ連軍がサハリンに到達できるのは 4 月（モスクワ 319）。
1.3	★政治局決定：外務人民委員会の提案を採用。プロパガンダの制限について同意する。撤退の時期は遅くても 4 月半ば、撤退完了の時期は遅くても 6 月末とする。この決定にもとづきカラハンに「最速で」条約を締結することを指示（モスクワ 320）。←背景に国際情勢の変化
1.9	★カラハンのスターリン宛の書簡で、日本人に譲歩しないのは、来年には彼らが屈服するだろうからだ」と報告。しかし、モスクワは「まさにどんなに譲歩してもまさに今、合意するのが望ましい」と考えていた（書簡 32）。117
1.15	●北京クラブでイタリア公使とスケートをするなかで転んで腰の骨を折り、病床に横たわる。「カラハン大使は毎日私の寝台の傍らに腰掛けて談判を続けた」（芳澤 1961:78） ★政治局決定：撤退と利権事業契約締結の引き延ばしは 5 ヶ月間までとする（モスクワ 321）。
1.19 ~20	●夜更けに「交渉妥結の確信を得たので、急遽調印の準備を備え、翌 20 日午前 1 時、私とカラハン大使との間に調印が行われた。これが即ち日ソ基本条約で、箇条は少いが、これでソ連との国交が回復したのである」（芳澤 1961:79）「私はベッドの上に身を起こして、条約書に署名調印した次第である〔…〕思えば、足かけ三年、その間百回近い交渉のすえ談判はまとまったのである」（中野 95）
1.20	★ソビエト社会主義共和国連邦と日本との間の相互関係の基本原則についての条約にカラハンと芳澤が調印し締結され、外交・領事関係が樹立され、平和友好が確認され、ソ連側が日本人・日本

	企業によるソ連領内の鉱物・森林・その他の天然資源を開発する権益を供与し、日本政府は 1925 年 5 月 15 日までにソ連領サハリンから占領軍を撤収させる義務を負うことを規定(ソコロフ 130)。
1.20	★チチェーリンの日ソ条約締結に関するインタビュー案：これはわれわれにとって極東における干渉・内戦・混乱状態の時代の終結、タタール〔間宮〕海峡から日本海南部までの日本の背後は友好的な対岸である（モスクワ 323）。⇒ソ連未承認のアメリカへの牽制
1.25	★カラハンからチチェーリン宛て書簡：条約締結を急がせたモスクワの指示がなければ、もっと有利な条件で条約を結ぶことができたはずである。とくに石油・石炭利権およびプロバガンダ条項(コミンテルンの活動について制限対象から除外できた可能性)について（モスクワ 325-326）。
2.15	★カラハンのチチェーリン宛ての書簡：在モスクワ大使の人選について、在ベルリン大使や在ローマ大使よりも芳澤が望ましい。「彼はわれわれに対してある種自然なシンパシーをもってかかわっている」（書簡 438）。
2.19	★スターリンのカラハン宛て書簡で、対日交渉、「日本とのより緊密な接近の可能性」について照会（書簡 32）。
2.20	★ソ連中央執行委員会幹部会、日ソ基本条約を批准。
2.28	★カラハンのチチェーリン宛ての書簡：「私と日本人たちとの関係は良好である。私は彼らと交渉し、社交でも厄介なことはなかった。」（書簡 442）
3.23	★カラハンのスターリン宛の書簡で、「我々の政策はきわめて柔軟かつ強硬でなければならない」と回答（書簡 32）。
5.7	★カラハンのチチェーリン宛ての書簡：芳澤がモスクワ大使にならなかったのは、病気のせいではなく、国内での政治闘争の帰結。初代の田中大使はソ連に対して敵対的な人物（書簡 504）。
交渉結果	<ul style="list-style-type: none"> ●「この交渉で日本が最も重大視した問題は北樺太の石油であり、次いで石炭、森林であった。もちろんニコラエフスク事件の善後措置及び日ソ復交に伴う共産主義の取締規定なども重要であった。利権問題のうち、石炭、材木などはロシア側としてはそう重きを置かなかったようで、たやすく我方の希望を容れたが、石油問題についてはロシア側もなかなか頑強で、何回も論議を重ね、結局碁盤の目のように両国間に油坑を分配することで妥結した。またニコラエフスク事件については、ロシア側もその非を認め、詫証文として公文をもって遺憾の意を表した。共産主義については、ロシア側では、共産党と政府とは別物だとして、共産党のなすことについては政府は責任を負い難いと主張したのであるが、これも一カ条を設けて我方と妥協した」（芳澤 1961:79） ●「私〔芳澤〕は『ソ連共産党の背後には政府がある。その政府が本腰を入れて取り締まってくれなくては、こまるではないか。日本にくるソ連人が共産党の宣伝をやったらどうなる』といいはったので、結局、条約の中にその趣旨の一条を入れることでケリがついた」（中野 96）。
交渉経緯	<ul style="list-style-type: none"> ●カラハンとの交渉はいつも相互主義：午餐や晚餐のご馳走を相互に。 <p>ある時、カラハンを午餐に招きながら遅刻したことがあった際、「大使は私が約束を破ったことに憤慨して自分の大使館に引き上げてしまったとのことである。これはもっともだと思って私は直ちにソビエト大使館に赴き、カラハンに詫びを入れて再び私の公使館に彼を伴ったというエピソードもあった。またあるときは、カラハンが私の申し様に憤慨してカバンを引っ下げて帰ると言い出したのを、ようやくなだめて思い止まらしめたこともあった。」（芳澤 1961:79）「カラハンは非常にさっぱりした男であったが、すぐに喜怒哀楽を顔に現した。その後スターリンに消されてしまったが、酒の強いカラハンとは実によく飲み、かつ食べたものであった」（中野 96）</p>
ソ連外交の性質	<ul style="list-style-type: none"> ●「さてその後今日までの両国間の関係を回顧すると、少くとも日本にとっては満足な関係ではなかった。〔…〕私が北京で交渉をした当時のソビエト政府の首脳はスターリンであったが、私はスターリンの外交を物理外交と称していた。圧力の弱い方面に対しては遠慮会釈なく圧迫してくるのである」（芳澤 1961:80） ●「では一体ソビエトの共産大帝国はこのまま無限に存在し得るかといえば、今までのソビエト政府のやり口ではそれはなかなか困難と思われる」（芳澤 1961:80）

おわりに

日ソ基本条約の歴史的意義：ニコラエフスク事件の賠償の代わりに北サハリンの利権確保
両国の反政府運動を封殺、国家への敵対組織のプロパガンダの規制条項⇒1925年治安維持法制定、日本による反ソ組織への支援停止

参考文献一覧

- 麻田雅文 (2014) 『満蒙：日露中の「最前線」』 講談社。
- 麻田雅文 (2016) 『シベリア出兵：近代日本の忘れられた7年戦争』 中公新書。
- 寺山恭輔(2011) 「〈研究動向〉 戦前期ソ連の対日政策—既刊史料集の再検討」 『東北アジア研究』 (東北大学東北アジア研究センター) 15、107-120 頁。
- 寺山恭輔(2017) 「1920年代ソ連の極東政策」 『二十世紀研究』 18、25-57 頁。
- 中野敬士編 (1964) 『芳澤謙吉自伝』 時事通信社出版局。
- 樋口正士 (2013) 『日本の命運を担って活躍した外交官 芳澤謙吉 波乱の生涯』 グッドタイム出版
- 藤本和貴男 (1993) 「ロシア革命と日ソ基本条約の締結 (1917~1925)」、ロシア史研究会編 『日露 200 年：隣国ロシアとの交流史』 彩流社、163-180 頁。
- 芳澤謙吉 (1961) 「資料：日ソ基本条約交渉の思い出」 『季報共産圏問題』 (欧ア協会) 5(1)77-81 頁。
- 芳沢謙吉 (1966) 「芳沢外相の日ソ不可侵条約・満洲事変に関する回想録」 『国際政治』 (日本国際政治学会) 33、103-118 頁。
- 芳澤謙吉 (1990) 『外交六十年』 中央公論社 (初版 1958 年、自由アジア社)
- 劉傑ほか編 (2013) 『対立と共存の歴史認識：日中関係 150 年』 東京大学出版会。
- ソコロフ (1983) В. В. Соколов(1983) : На боевых постах дипломатического фронта: жизнь и деятельность Л. М. Карахана. М. [V.V.ソコロフ 『外交戦線における監視所：L. M. カラハンの生涯と活動』]
- モスクワ (2007) Москва-Токио: Политика и дипломатия Кремля 1921-1931. Кн. 1:1921-1925, М. [モスクワ—東京：クレムリンの政治と外交]
- 書簡 (2008) Переписка И. В. Сталина и Г. В. Чичерина с полпредом СССР в Китае Л. М. Караханом: документы август 1923- г.- 1926. [スターリン、チチェーリンと中国駐在ソ連全権大使カラハンとの往復書簡]
- 日ソ基本条約の全文 (英文)
: <http://www.worldlii.org/cgi-bin/download.cgi/download/int/other/LNTSer/1925/69.pdf>